

感対第722-10号
令和6年12月19日

4市保健所長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる公費支援終了に伴う
埼玉県における請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる28公費）については、検査・外来・（旧）入院医療費については令和5年5月7日、治療薬・（新）入院医療費については令和6年3月31日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に28公費に関するレセプト請求を終えていることと思われませんが、現在も一部医療機関からの請求が続いているところです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院(28110708)医療費の請求は、令和7年1月診療分の時期が最後の機会である旨（令和7年1月診療分の時期とは、令和7年2月10日までに審査支払機関に請求する分のことです）、令和6年10月3日厚生労働省事務連絡があったところですが、今般、厚生労働省より、令和6年12月5日付けで再度周知がありました。

埼玉県においては、令和7年2月診療分（令和7年3月10日までに審査支払機関に請求する分のこと）まで請求が可能ですので、請求がお済みでない医療機関にあっては、速やかに請求を行ってくださいよう、管内コロナ入院医療機関、医師会非会員医療機関向け、周知方お願いいたします。

また、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を財源とする、検査(28110500 他)・旧入院医療費(28110005 他)につきましても、速やかな請求をお願いいたします。

なお、昨年度まで埼玉県指定診療・検査医療機関を担っていただいていた医療機関宛てには、別途周知しております。

担当：感染症対策課 企画担当
電話：048-830-7503
FAX：048-830-4808
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp